

令和5年度助成に係る主なポイント

申請時に気を付けていただきたいポイントや変更点をまとめました。申請時の参考にしてください。

(1) 申請方法について

申請方法が電子申請のみになりました。郵送での申請ができませんので、初めて助成金申請を検討されている方は、事前に ID 申請・発行手続きが必要です。

(2) 誓約書の同意について

助成金申請を行う際に電子申請システム内で誓約書に同意をされた上で申請内容入力にお進みください。

(3) 支払方法の指定（銀行振込）について

謝金・旅費（個人への旅費支給のみ）については、助成金の不正受給等を防止するため、全て銀行振込みで支払いしてください。銀行振込みでなければ助成対象経費としてお認めすることができなくなります。

(4) 附帯事務費について

下表のとおり変更し、実績報告時に計上が可能です。

確定金額	附帯事務費の上限
100万円以上	確定金額の1.0% ※ 1円未満の端数が生じた場合は切り捨て
100万円未満	10,000円

(5) 感染症対策経費について

検査経費を含む感染症対策経費を助成の対象としますが、助成対象経費の総額の2割を上限とします。ただし、今後新型コロナウイルス感染症をとりまく環境が大きく変化した場合は、助成対象経費から除外する場合があります。詳細は P. 28～29をご確認ください。

(6) その他経費の追加や変更点について

上記の他にも変更点がありますので、詳細は P. 23～の「経費の取り扱いについて」をご確認ください。

(7) 令和4年6月30日より子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動・読書活動助成要領が一部改正されました。